

◎公職選挙法の一部を改正する法律

(平成二八年二月三日法律第八号) (衆)

一、提案理由 (平成二八年一月二一日・衆議院本会議)

○山本公一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票することができるようにするために、選挙人名簿の登録制度を改める等の改正を行おうとするものであります。

本案の主な内容は、選挙人名簿の登録について、現行法上登録されることとなる者のほか、市町村の区域内から住所を移した年齢満十八歳以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三カ月以上登録市町村等の住民基本台帳に登録されていた者であって、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなった日後四カ月を経過しないものについても、行うことといたしております。

また、同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した一定の者が当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとみなすことといたしております。

なお、本案は、選挙権年齢を十八歳以上へ引き下げることとする公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとし、選挙人名簿の登録については、施行日後初めてその期日を公示される国政選挙に係る選挙時登録から適用することといたしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、昨二十日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

二、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告 (平成二八年一月二八日)

○前田武志君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票をすることができるようにするために、選挙人名簿の登録制度を改める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長山本公一君から趣旨説明を聴取した後、本改正に係る周知活動及び不在者投票制度の改善に向けた取組、十八歳になる者が外国に転居した場合の選挙人名簿に係る取扱い等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきもの

と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。